

## 【検討テーマ2】についての意見

司法書士 川口純一

## 【検討テーマ2】 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善等①

## Ⅲ 利用者がメリットを実感できる制度の運用

- ・高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等

## Ⅳ 地域連携ネットワークづくり

- ・後見人等の担い手の確保（市民後見人の育成・活用）

## &lt;意思決定支援&gt;

## ① 「後見人等における意思決定支援の在り方についての指針」の策定に向け、どのような点に留意すべきか。

成年後見人等における意思決定支援について策定し研修等で理解を求めることについて全く異論は無いが、その在り方において考慮すべきことにつき三つの点を述べる。

一つ目は、成年後見人等は法律に基づき選任され、代理権・同意権（取消権）により身上配慮をしながら業務を行うことを前提としていることである。「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」では代行意思決定については触れられていないが、成年後見制度においては最後の手段として代行意思決定をすることは法律によって定められている。今の法律を改正しない限り、あまりに意思決定支援だけで或いは意思決定支援だけのように後見制度を推し進めていくと成年後見の現場は混乱すると考えられる。

二つ目は、法律或いは医療における意思決定支援と日常生活における意思決定支援では、本人に対する影響が大きく違ってくる場合がある点がある点と考える。福祉分野の方の意思決定支援と医療分野の方の意思決定支援、そして法律分野における意思決定支援が違うのであれば、共通言語がないままチーム支援が行われた場合、混乱する危険があるので、その点も含めた指針が必要なのではないか。

三つ目は、専門職の後見人の中には、本人の意思を無視して後見業務を行う者がいることは否定できないが、親族後見人である場合も、今までの本人と後見人との関係性や元気であったころの本人と現状のギャップ、あるいは本人のことを誰よりもよくわかっているという意識などから、逆に本人の意思決定支援ができない者もいる。指針の策定については、どのように意思決定支援を行うかの手順も重要であるが、なぜ意思決定支援が必要であるかについて、丁寧に記載することがより重要である点と考える。

## ② 策定された上記指針や各種ガイドライン（※）に基づき、適切な意思決定支援を行うため、研修実施や現場への周知に当たってどのような点に留意すべきか。（国による意思決定

### 支援研修の在り方、専門職団体自体が実施する研修の在り方等)

#### ※「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」、「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」

「意思決定支援」の重要さは国レベルで徹底してPRする必要があります。そのためには研修が重要であるが、誰に対して何を行うかが大切と考える。現状の後見人等の選任状況から専門職後見人への研修、市民後見人への研修、親族後見人への研修が考えられるとともに、中核機関の職員等に対する研修も重要となると考えられる。というのは、専門職後見人への研修はそれぞれの所属団体によるものが考えられ、市民後見人についてもその養成機関によるものが考えられるが、親族後見人については家庭裁判所における研修と後見人支援機能を持った中核機関による研修が考えられる。中核機関の職員は専門職との地域連携ネットワークでの協働、市民後見人養成の場面での研修等、親族後見人等への支援・研修と意思決定支援を広めていく上では重要なポジションにいますので、真っ先に「後見人等における意思決定支援の在り方についての指針」のみならず「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」、「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」についても精通しておく必要があると考える。

意思決定支援は後見人一人ではできない、チーム全員が意思決定支援を理解し情報共有しながら行っていく必要があると思われるが、福祉の分野の方の意思決定支援の理解の進み具合と医療関係者の意思決定支援の理解の進み具合、そして成年後見人等の意思決定支援の理解の進み具合に違いがある場合、現場が混乱すると思われる。上記①の二つ目の問題と並列して進めていく必要がある。

いずれにしても、成年後見制度が財産管理制度の延長線上のものと考えている専門職はまだ多くいると考えられ、社会や中核機関への影響も大きいので、専門職に対する研修は喫緊の課題である。

#### ・専門職団体自体が実施する研修の在り方について

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート（以下「LS」という）においては、家庭裁判所においての名簿に登載されるためには一定単位の研修を受ける必要があり、また2年に1度名簿搭載更新をするためにも一定単位の研修を受講する必要がある。既にLS各支部の支部研修、地区研修において専門家会議委員の上山教授、大阪の『意思決定支援を踏まえた成年後見人等の事務に関するガイドライン』の策定に携わった方等を招聘し意思決定支援についての研修を数多く実施しているのと同時に、意思決定支援に関する研修のDVDを作成し、全支部に向けて配布する予定である。さらに、研修単位の中に指定研修として必須の科目を設定しているので、国による意思決定支援研修の在り方に基づく指定研修を実施し、全ての会員に「意思決定支援」につき理解を求めることが可能である。更に重要なのは、昨年4月にLS会員の「執務基準」及びそのガイドを出し執務の在り方を地域によって異なっていたものを統一的にすると同時に、身上保護に関するガイドを充実させ

た。また、その実行のため、年2回LS会員に課している執務に関する遂行報告の報告事項において、今まで財産管理に多くを割いていたのを身上の保護に関する事項を追加して運用を始めている。

このように専門職後見人の意識改革を進めることによって、関与する地域連携ネットワーク内の意識改革を同時並行で進めることが出来ると考えている。

### <担い手の確保 >

#### ③ 後見人等の担い手の確保の取組状況をどう評価するか。また、今後のニーズ、の増加に対応するため、どのような方策が考えられるか。

ア. 先ず申し上げたいのは、今後後見人等の担い手の確保が難しくなる中、市民後見人の養成、法人後見の導入は重要であると考え。しかし、地域特性に応じた対応をしなくてはならない点を考慮すべきである。特に山間部、島嶼部を含めた中小の市町村地域においての後見等の担い手の確保は大きな課題であり、中核機関の整備の中で予算・計画両面を確保する必要がある。しかし、大都市部では市民後見人、法人後見の必要性は別の意味がある。

それとともに、市民後見人の養成、法人後見の導入には専門職の関与が必要と考えるが、そのためにも良質な専門職を確保する必要があり、国、都道府県及び市町村において専門職が活動し易くなるような環境の整備、例えば成年後見制度利用支援事業の完全実施等が必要である。

イ. また、市民後見人の養成については、先駆的取り組みを考察する必要があるとともに、地域の特性、事情も考慮し導入の計画を考える必要がある。

I. 先ず、現状において市民後見人の養成研修終了者に比して市民後見人として選任されている方の割合が低い点に付検討が必要である。

その理由として、①研修を受けることによってその責任の重さを実感し就任に躊躇する方がいる点。②市民後見人に適した案件の基準（例えば、施設入所、困難な事案でない、後見類型、親族等と問題が生じてない、行政区画内に居住等）が狭いため該当する事案が少ない点。③市民後見人を支援する社協の職員レベルが定期人事等により向上していない点。④市民後見人の選任条件として、社協による法人後見監督を要望される場合が多く、社協に法人後見監督をするキャパシティが少ない等のため、市民後見人の選任に結び付かない点。⑤そして、①と関連するが、1件の事件を経験するとその責任の重さ、対応・事務の多さから2件目を行なわない方が多い。

市民後見人の養成・支援には、その関係する職員コスト、市民後見人の募集・名簿搭載研修・フォローアップ研修・支援・監督コスト等を考えると1人の市民後見人を維持するのに毎年50～100万円のコストが掛かると考えられるし、その取組を支援する専門職の努力を考えると養成研修終了者に比して市民後見人として選任されている方の割合が低い点の改善無くして前に進めないのではないか。

II. 後から述べるように、専門職の少ない中小の市町村では大都市部に比してより市民後見人、法人後見の必要性は高い。そのための費用は国、都道府県、市町村として人権擁護のためのインフラとして確保すべきである。

繰り返しになるが、大都市部では、専門職後見人を利用することで低コストによる成年後見が可能であるが、全国的に見ると専門職の少ない地域が多く市民後見人或いは法人後見を導入し、その発展維持を都道府県・地域がいかに支えるかということが課題である。

念のために付け加えるが、大都市部での市民後見人の養成も重要である点は強調しておきたい。それは、①地域に於ける成年後見制度に対する理解促進、②育成過程における社協等の育成支援団体の質の向上、③寄り添い型の貢献が必要な方への対応等の点である。

### (検討項目例)

#### ・国による市民後見人養成や法人後見立上げへの支援

先駆的取組は、予算、取組の素地等があり専門職の協力が得やすい大都市部で始まったが、本来市民後見人や法人後見を必要としているのは、過疎地や島嶼を抱える中小の市町村であることを考えると、国による支援は大いに必要であるとともに中小の市町村に手厚く財政支援が行く仕組みが必要ではないかと考える。

#### ・中核機関における市民後見人等の専門的バックアップ体制の整備

市民後見人は常に責任の重さと事務の多さを思いながら社会貢献等の意識により積極的に活動している方なので、成年後見の特性からも常時支援できる体制を整える必要があるとともに、法律、医療その他の専門的知識が必要な事態が生じた時に対応が出来るよう専門職団体等との連携関係を築いておく必要がある。

#### ・都道府県による広域的な担い手確保に向けた取組

また、中小市町村における市民後見人等の専門的バックアップ体制の整備には人的、予算的、そして専門職の確保において困難が予想されるので、都道府県単位、或いは都道府県内のブロック単位でのバックアップ体制の確保が必要と考える。

#### ・専門職団体による市民後見人育成への協力

市民後見人を育成することは、①担い手の確保以外に、②地域に於ける成年後見制度に対する理解促進、③育成過程における社協等の育成支援団体の質の向上、特に基本計画に言う「相談機能」「利用促進機能」「後見人支援機能」の向上等が考えられ、地域における成年後見制度の普及促進に寄与するものと考えられるので、専門職団体は積極的に協力を行う必要がある。

#### ・専門職が少ない地域における担い手の確保

この場合、市民後見人の養成、社協・NPO 法人による法人後見等社会資源を最大限利用するとともに、都道府県、中核都市等による広域的な支援が必須と考える。殊に、

専門職が少ない地域における市民後見人の養成、社協・NPO 法人による法人後見の導入には様々なハードルがあるので、上記都道府県による広域的な担い手確保に向けた取組が重要である。

・ **社会福祉法人による地域における公益的な取組としての法人後見の実施等**

今でも、特別養護老人ホームに入所すれば、認知症高齢者であっても施設が財産管理していて成年後見制度を必要とせず、利用していないケースが多いし、障害者の場合も同様に施設が財産管理しているケースがある。利益相反関係にある当事者の一方が財産管理をすることは極力避けるべきである。第三者の目が入りにくくなることは、今回の成年後見制度利用促進の不正防止効果で謳っている、多数の目による情報共有が不正防止につながるといっていることと矛盾し、外部から見えにくくなり不正が行なわれやすくなると考える。安易に身上監護を謳って人権擁護を蔑ろにすることは許されない。